

第2回三原市下水道事業経営審議会 会議録（要約）

日 時 令和3年3月1日（月）9：30～12：00

場 所 三原市役所 本庁3階 304会議室

出席者 委員5名（堤委員，七川委員，新田委員，安田委員，弓場委員）
事務局6名（中間部長，前田参事，村上課長，外3名）

議 事 （1）下水道の広域化・共同化について（報告）
（2）汚水事業の経営見込について

事務局 （下水道の広域化・共同化について「資料5」により説明）

議長 ：ただ今の報告に対し，何か質問等があればお願いします。

A委員 ：三原に関係あるのは，大和の3つの処理施設を沼田川の流域下水道につなぐことと，汚泥燃料化施設の共同設置だが，広域化の領域が増えることはあるのか。これだけだと大きな話でないような印象を受ける。

事務局 ：現状では各市町が自分の施設を管理するというスタンスだが，市町の垣根を飛び越えて運営しようということ自体が進歩ととらえている。
まだ具体的な計画は全く煮詰まっていないので，今後詰めていく必要がある。
また，農業集落排水施設の整備に対し国から補助金を受けているが，耐用年数の途中で施設を廃止すると補助金の返還が必要となる。国や県とやり取りし，返還しなくてよいように事業を進めていきたいと考えている。

A委員 ：経営戦略策定に大きな影響がなければ，煮詰めて考える必要はないのではないか。広域化・共同化の先に民営化という話も出てくると考えられるが，現実としてそこまでインパクトのある話でないのなら細かい話は必要ないと思う。

事務局 ：将来的に県内の下水道事業を統一するという話にもなっていない。
県内市町の下水道普及率に格差がある中，かなり難しいと考えている。
まだまだ先が見えてないというのが現実である。

事務局 ：三原市にとって広域化はメリットがあるだろうと考えている。
3施設を集約することでランニングコストを抑えることができる。

議長 : これからは人口減少や施設の更新がある中で、施設は自治体が所有して運営は任せるということを考えるメリットはある。
広域化や共同化など連携をとっていかざるをえないということで、県も音頭を取っている。
今はそれを考慮して計算できないので、この後、それを抜いた形での経営戦略を示していただく。
事務を水道企業団に任せるというイメージはあるのか。

事務局 : 現在でも水道が整備されている地域では、水道部に料金徴収業務（検針業務）を委託している。仮に水道事業が企業団となっても、料金徴収業務は企業団に引き継いでもらうつもりである。

議長 : 広域化とか共同化という取り組みの旗振り役は県だが、実際に動かしていく主体はどうなるのか。水道だと企業団が中心となっている。

事務局 : 下水道では県と市町が共同して動かしていくことになると思うが、その役割分担も決まってない。

議長 : 三原市としては、その動きを横目で見ながら何年か単位で対応していくということになるのか。

事務局 : 水道のように事業統合するわけではなく、それぞれの自治体が経営者なので、水道の経営統合と下水道事業の共同化は別物と考えている。

B 委員 : 水道料金の検針は検針員がメーターを確認するので人件費がかかる。
将来的にデジタルメーターを設置して自動的に引き落とせないのか。

議長 : 水道でスマートメーターを検討しているが、非常にコストが高い。
しかい検討は進んでいる。

事務局 : メーターは法律により 8 年ごとに交換しなければならない。
三原市の水道でも大口需要家にはスマートメーターを設置しているが、1 台何十万円もかかるので、8 年ごとに更新するという費用対効果を考えると検針員にメーターを検針してもらう方が安い。

- 議長 : ありがとうございます。
続いて「汚水事業の経営見込み」について、事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : (「資料 1～3」により汚水事業の経営見込みについて説明)
- 議長 : 令和 5 年度から高資本費に係る繰入金 5 億円が入ってなくなるのは市の決定事項なのか。
- 事務局 : 市の決定事項というより、30 年経過したら交付税措置の対象から外すという総務省の定めたルールによるものである。
- 議長 : そういう状況への対応を経営戦略で考えていくことになる。経費削減の努力をするという大前提の上で、使用料の値上げシミュレーションを何パターンか示してもらった。
委員のみなさまからのご意見をお願いしたい。
- 事務局 : 補足説明をさせてほしい。シミュレーションにおいて 28%アップと 30%アップがあり、28%アップでも令和 14 年度にギリギリで黒字を達成している。しかしシミュレーション以上に人口減少率が高い中、令和 15 年度以降も黒字経営をしていくためには 30%アップで安定した収入の確保を考えている。
- 議長 : 28%アップと 30%アップという近い数値でのシミュレーションとなっている理由は何か。
- 事務局 : 10%刻みでシミュレーションしていく中で、28%アップで令和 14 年度の黒字を達成できたが、実は令和 15 年度に赤字に転落する内容となっている。計画期間の翌年度に赤字転落するような計画ではいけないということで 30%アップも提示している。
- B 委員 : 30%アップしても 10～20 年後には赤字になるのか。
- 事務局 : 赤字になる。経費削減はもう削れるところがないという状況だが、今以上の取り組みが必要となる。
人口減少に対しては、市全体での取り組みで減少に歯止めをかける必要がある。

- 議長 : 経営戦略では約 10 年を計画し、5 年くらいで見直し・検討をしていく。
その都度その都度、計画を見直しながら経営を進めていかないといけない。
- C 委員 : 令和 8 年まで 20%アップ使用料で、それ以降 30%アップ使用料とするのと、
最初から 28%アップ使用料でいくのでは、どちらの方の黒字が大きいのか。
- 事務局 : 最初からアップした方が利益剰余金として積み立てられるので黒字が大きい。
単年度収支として赤字を出さないというやり方の場合、2 段階値上げという
選択肢もある。
しかし、使用料の変更は議決案件なので議会への説明が必要となり、短期間ごと
の値上げは市民への赤字転嫁という指摘が予想される。
少なくとも計画期間内は、家庭や企業が長期的な見通しを立てられるように
同一の使用料の設定がよいと考えている。
- 議長 : 短期間ごとの値上げは難しい。精度のよい経営戦略を策定して長期的な料金
設定とする方が望ましい。
- B 委員 : 値上げするとしたら令和 5 年度から一気に値上げとなるのか。
負担する側としては、年数百円程度ずつ値上げしてもらいたい。
- 事務局 : 赤字になると資金が枯渇し、不足分を借入することで利息の支払いという
余計な費用が発生する。これらは国の交付税措置の対象外である。
長期的視点に立つと赤字を発生させたくない。
- 議長 : 委員からの質問は、赤字が発生するかどうかではなく、赤字となる前段階で
次の 5 年 10 年をみて使用料を設定すればよいのではないかという提案である。
行政としては、5 年くらいで料金を変更して住民へ説明するのは難しい。
市民感覚としては、きちんと市民に説明していくことが必要であると思う。
市民へしっかり説明してほしいということは、審議会として答申にも
入れたいと考えている。
- D 委員 : 使用料の値上げは致し方ないが、下水使用量を減らす方法を考えた方が
処理費用を抑えられるのではないか。

- 事務局 : 三原・本郷地区の汚水は、県が運営している終末処理場で処理しており、汚水処理費の一部を負担金として払っている。
現在建設中の 3 号池をフル稼働させるよう汚水処理量を増やした方が 経費的に安くなる。接続率を増やし、施設利用率を上げていくことが大事になる。
- 議長 : 個人宅で努力して使用量を減らすのはありだと思うが、施設側の運営でみるとメリットがない。そういう状況を見ながら施設整備していく必要がある。
下水にはメーターがなく、水道使用量がそのまま下水道使用量となる。
三原市では、使った量に応じてかかる従量制と水道未整備地域の人頭制が混在しており複雑なのだが、今回のシミュレーションは現状の同じ方式で計算されている。
- C 委員 : 「資料 1」に記載の「年間 200 件の新規増加件数を見込む」の背景は。
- 事務局 : 未接続分と新たな整備地域の新規接続分、併せて 200 件を見込んでいる。
- 議長 : 委員の質問の趣旨は 200 件の根拠ではないか。
- 事務局 : 未接続者分が 40 件、新たな整備地域の新規接続分が 160 件と見込んでいる。
新たに整備した地域の対象は約 300 件で、過去の状況から、そのうち約半分の 160 件が接続すると見込んでいる。
- A 委員 : 「資料 2」の「受益者件数」は年間 140 件増加するようになっているが、先ほどの件数 (200 件) とはどのような関係性になるのか。
- 事務局 : 人が住んでいる建物と住んでいない商売用の建物があるので、数値が一致しない。
- 議長 : 計画は予算ベースだが、年度単位で予算ベースと実績ベースを見たとき、差異はあるのか。
- 事務局 : 企業会計をスタートしたのは今年度からなので、まだ決算データがない。
現状で把握している今年度の進捗状況は、予算ベースとほぼ同じである。
結果は決算をうってみないと分からないが、大きな誤差はないと見込んでいる。

A 委員 : 細かい話をするときりがないので、細かい内容は後日書面で質問する。
この計画自体を検証する必要がある。
高資本費に係る繰入金は、事業開始時の施設整備に対するものと理解している。
年間 9 億円くらいの償却費があるが、過去に高資本費に係る繰入金で事業開始時の導入費用を負担してもらっているのだから、公営企業会計化する前の時点である程度見合っていないといけないのではないか。
それを考えずに、公営企業会計がスタートする時の償却残を今後の計画期間で償却して負担するようにすると、過去に繰入金はもらっているのにそれに見合う償却は終わってない状態となる。
例えば、計画の令和 4 年度の損益は黒字となっており、過去も同様の状態できたはずだが、令和 5 年度に高資本費に係る繰入金がなくなると減価償却費だけが残って赤字になっている。
本当にこの 9 億円という償却費を負担していく考え方でよいのか。
高資本費に対する考え方、もともと何に対して負担してあげようというものなのかを知りたい。

事務局 : ここでいう「資本費」とは企業債の元本及び利息のことである。
高い「資本費」がかかるので、繰入金で対応するよう総務省が基準を定めた。
たまたま、公営企業化した後の令和 5 年度に 30 年の期間終了を迎える。

A 委員 : 個別の施設に対するものというよりは、導入時の負担を減らしてあげようというニュアンスだと理解した。

議長 : 他に質問があれば事務局とやり取りしていただき、次回の審議会で質問内容と回答を示していただきたい。
本日、事務局から示された試算に対し、方向性として赤字を出さないために使用料の値上げは仕方ないということになるが、審議会からの答申として具体的な値上げ率や料金体系まで明示した方がよいのか。

事務局 : 総務省は計画内で黒字となるよう指示している。

事務局 : 答申の中で、何%程度値上げはやむを得ないというものは求めたい。
どのような値上げをするかということは次回以降の議論となるが、基本料金と従量制という料金体系の配分をどうするかも議論していきたい。

議長 : 方向性としては28%アップか30%アップのいずれかで進めていくことになるが、これはトータルの話で、人頭制と従量制があり、従量制には基本料金分と使用量に伴って発生する超過分がある。
これらをどのように反映させていくかを整理していく必要がある。
内部留保(資金残)はどのように考えているのか。

事務局 : 令和2年度末で2億円程度の見込み。
20億円まで貯めないと自転車操業が続くので、20億円は必要であると考えている。

議長 : 将来推計をお願いしたい。

事務局 : 「資料4」に掲載している。
流動資産から未収金(流動負債)を差し引いたものが現金及び預金となる。
30%アップした場合、令和5年度末で7億円程度、令和14年度末で14億円程度が内部留保となる。

以上